

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金事務関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

笛吹市長

## 公表日

令和7年2月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務関係事務
②事務の概要	国民年金法等による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出の受理及び報告等の法定受託事務を行う。 (裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等)  特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者の資格管理
③システムの名称	国民年金システム、可搬型照会用窓口装置
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部国民健康保険課
②所属長の役職名	国民健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 TEL055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所市民環境部国民健康保険課 TEL055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関しては、必ず複数の職員で確認を行うようにしており、定期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等を再確認し、意識の向上を図っている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	国民健康保険課長 霧村 和也	国民健康保険課長 梶原 強	事後	
平成31年4月1日	I. 5. ②	国民健康保険課長 梶原 強	国民健康保険課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム、統合宛名システム、宛名システム	国民年金システム、統合宛名システム、宛名システム	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム	実施する	実施しない	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステム「」による情報連携 ⑤法令上の根拠	(情報照会)の根拠 番号法第19条第7号(別表第二47・48・50の項) (情報提供)の根拠 番号法第19条第7号(別表第二1・2・3・4・6・16・25・26・27・34・35・39・50・58・59・62・66・68・75・76・87・92・94・103・116の項)		事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	
令和5年6月15日	IV リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	十分である	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務	国民年金システム、統合宛名システム、宛名システム	国民年金システム、可搬型照会用窓口装置	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	国民年金台帳ファイル	被保険者台帳ファイル	事後	
令和7年2月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一31の項)	番号法第9条第1項、別表46の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条の2	事後	
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年2月28日	重大事故 過去1年以内に評価実施機関において特定個人情報に関する	発生なし	発生あり	事後	
令和7年2月28日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和7年2月28日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和7年2月28日	8.人手を介在させる作業人的ミスが発生するリスクへの対応は十分か		十分である	事後	
令和7年2月28日	VI リスク対策 8.人手を介在させる作業人的ミスが発生するリスクへの対応は十分か 判断の根拠		特定個人情報の取扱いに関しては、必ず複数の職員で確認を行うようにしており、定期的に特定個人情報の取扱いに関する資料等を再確認し、意識の向上を図っている。	事後	
令和7年2月28日	VI リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		従業員に対する教育・啓発	事後	
令和7年2月28日	VI リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年2月28日	VI リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		J-LISの提供するeランニングを活用することで、特定個人情報の漏洩等に対するリスクマネジメント教育を実施し、各職員が情報セキュリティについて学ぶ機会を設けている。	事後	